

新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針

令和2年4月17日（令和4年2月18日変更）

新型コロナウイルス感染症に関する国の基本的対処方針を踏まえ、本県において今後講じるべき対策について、下記のとおり県の対処方針を定める。

記

1 現在の状況

青森県においては、オミクロン株への置き換わりが進み新規感染症患者が急増しており、クラスターも頻発していることを踏まえ、新規感染症患者の発生を抑制し、医療提供体制のひっ迫を回避するとともに、日常生活に必要な社会機能を確保するため、令和4年1月20日から、感染防止対策全般について取組を強化したところである。

また、突出して感染が拡大していた弘前市を対象区域として、同年1月27日から、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づく「まん延防止等重点措置（以下「重点措置」）」を実施している。

その後も、重点措置区域を含めた県全域において、学校や教育・保育施設等でのクラスターが頻発していることから、同年2月7日には、市町村等と連携し、学校や教育・保育施設等における対策を強化した。

現在も、県内では新規感染症患者の発生が高い水準で継続し、医療提供体制に対する負荷が高まりつつあり、同年2月18日に、国において重点措置を実施すべき期間を変更するのに合わせて、厳しい感染状況が続く弘前市について重点措置期間を延長することとした。

国は現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化したことから、これを踏まえ、本県としても、これまでの取組を継続・徹底するとともに、特措法に基づく要請事項等についてさらに強化していく必要がある。

2 基本目標

- ◆ 本県における感染まん延や医療崩壊を回避する。
- ◆ 地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止める。

3 重点対策

- ◆ 経済社会活動の回復の前提となるソーシャルディスタンスなど「新しい生活様式」の定着を図る。
- ◆ これまでにない急速な感染拡大など、現下の厳しい感染状況等を踏まえ、全県を挙げて人の流れを抑制し、人と人との接触の機会を減らす対策を強化する。
- ◆ オミクロン株の特徴を踏まえ、感染防止対策の徹底を図る。

- ◆ まん延防止等重点措置の実施区域においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請事項として、飲食店等に対する営業時間短縮などの対策を集中的に実施する。
- ◆ 地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と経済社会活動の維持との持続的な両立を図っていく。

4 全般的な方針

- ◆ 入院を必要とする方が迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を整備する。
- ◆ 全ての自宅・宿泊療養者について、陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を確保する。
- ◆ 感染拡大を防止し、発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、迅速なワクチンの接種を進める。
- ◆ 感染拡大を防止するため、基本的な感染防止対策の徹底を図る。
- ◆ 感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。
- ◆ 感染の拡大が認められる場合には、国と密接に連携しながら、速やかに効果的な感染対策等を講じる。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の下、全職員が一丸となり全庁体制で取り組む。

5 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容

別紙のとおり

6 対策実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- 感染症に係る正しい情報や感染防止対策を分かりやすく情報発信する。
- 各種支援制度や相談窓口等の周知を図る。
- 特措法に基づく協力要請に係る県民の円滑な協力に向けて情報発信の充実強化を図る。

(2) ワクチン接種

- 国の指示のもと、市町村における速やかなワクチン接種体制の整備を支援する。

(3) サーベイランス・情報収集・検査

- 疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- 医療機関や医師会等と連携し、検査の実施体制の充実を図る。

- 積極的疫学調査の適切な実施により、濃厚接触者や感染源の把握を徹底する。
- 変異株の感染拡大防止を図るため、スクリーニング検査による監視体制を強化する。
- 日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするため、ワクチン接種や検査による確認を促進する。

(4) まん延防止

- ワクチンを接種した方を含め、密集・密閉・密接のうち一つでも「密」を避けることや、基本的な感染防止対策の徹底を促す。
- 感染拡大の予防と経済社会活動の維持との両立のため、「新しい生活様式」の定着・徹底を図る。
- 外出や移動、飲食の際の少人数での行動を奨めるとともに、感染リスクが高まる行動を控えること等を促す。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化を踏まえ、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼び掛ける。
- 感染拡大の傾向がみられる場合は、感染状況や医療提供体制への負荷の状況等を踏まえ、必要な対策を迅速に講じる。
- 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進する。
- 「三つの密」のリスクを高める職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知を図る。
- 事業者における業種別ガイドラインの遵守徹底を図る。
- 飲食店における感染防止対策の徹底に向けて県による認証制度の普及を図る。
- イベント等に係る感染拡大リスクを抑制するとともに、感染防止対策を徹底する。
- 積極的疫学調査の適切な実施に向けて保健所の体制強化を図る。
- 専門家による医学的見地からの意見・助言等を聴取する。

(5) 医療提供体制の強化等

- 感染患者に対して適切に医療措置を実施する。
- 感染患者増加時の重症者等に対する入院医療の提供体制のさらなる確保に努める。
- 感染拡大に備え軽症者等の自宅又は宿泊施設での療養に係る体制を拡充する。
- 感染患者の受入調整や移送調整を行う体制を整備する。
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供できる体制を整備する。

- 医療機関及び高齢者施設等における院内・施設内感染防止対策を徹底する。
- 医療機関及び高齢者施設等において従事者等に症状が出現した場合、迅速に検査が実施できる体制を整備する。
- 感染症指定医療機関等に対し個人防護資機材を優先的に確保する。
- 妊産婦に対する感染防止の取組を推進する。
- 法定の健康診断及び予防接種について、適切な感染防止対策下で実施されるよう配慮する。

(6) 教育環境の維持等

- 教育活動における感染防止対策を徹底する。
- 児童生徒及び教職員に感染の疑いが生じた場合等の適切な対応を徹底する。
- 子どもの居場所確保に向けた体制の強化等を図る。

(7) 経済・雇用対策

- 中小・小規模事業者や個人事業主の事業継続を支援する。
- 影響を受けた事業者の資金繰り等支援の充実を図る。
- 国等の制度を活用して雇用や生活の維持を支援する。
- 国・県等の各種支援策の周知や相談体制の充実を図る。
- 事業者による感染防止対策を支援するとともに、安全対策について情報発信する。
- 販売が落ち込んでいる県産品の需要拡大と輸出の拡大強化を図る。
- 入国制限措置等に伴い不足する労働力の確保を図る。
- 国内外からの旅行需要の回復対策を推進するとともに、受入態勢の維持・整備を図る。

(8) その他重要な留意事項

① 偏見・差別等への対応

- 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- 偏見・差別等の防止に向けた啓発・教育に資する取組を行う。
- 外出を自粛する方々の心のケアや、自宅でのDV・虐待の発生防止に取り組む。
- 要援護者に対して市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

② 庁内体制の強化と関係機関との連携

- 新型コロナウイルス感染症対策について、最優先の課題として全庁体制で取り組む。
- 状況に応じ体制の強化等に柔軟に対応する。
- 国、近隣の道県、市町村など関係機関との情報共有を図り連携して対策を実施する。

③ 社会機能の維持

- 県の機能麻痺を回避するため、業務上の感染防止対策を徹底する。
- 職員に感染者等が確認された場合の対応を予め定め、必要な対策を講じる。
- 県民生活等への影響を最小限とするため主要インフラ事業の維持を図る。
- 物流体制・ライフライン確保等に努める。
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者等における事業継続計画の作成を促す。
- 警察は混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに取締りを徹底する。

別紙

【新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく協力要請の内容】

- 1 区 域 青森県全域
- 2 期 間 令和4年2月19日から3月6日まで
- 3 実施内容

<p>新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく協力要請</p> <p>※ まん延防止等重点措置に係る詳細については「まん延防止等重点措置の適用に伴う県民・事業者の皆様への要請等」を参照</p>
<p>【基本的感染防止対策等】</p>
<p>1. <u>ワクチンを接種した方を含め、密集・密閉・密接のうち一つでも「密」を避けることや、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。</u></p> <p>①人と人との距離の確保 ②マスク（不織布マスクを推奨。）の着用 ③手洗いなどの手指衛生 ④換気 など</p>
<p>2. 普段の生活においても、人と人との接触機会を低減することを心掛けて行動するようお願いいたします。</p>
<p>3. <u>家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行うこと、子どもの感染防止対策を徹底すること、高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会う等、リスクを減らすようお願いいたします。</u></p>
<p>4. 感染拡大の防止と経済社会活動の維持との両立のため、「新しい生活様式」の実践・定着をお願いします。</p>
<p>5. 国が運用している新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称COCOA）をインストールするようお願いいたします。</p>
<p>【外出・移動】</p>
<p>6. <u>外出・移動は、少人数で行動し、混雑した場所や、業種別ガイドラインに基づく適切な感染防止対策が徹底されていない施設など、感染リスクの高い場所を避けてください。</u></p> <p>特に高齢者など重症化しやすい方は、留意が必要です。</p>
<p>7. 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えてください。</p> <p>まん延防止等重点措置を実施すべき区域との不要不急の往来は控えるとともに、感染症患者が多数発生している地域との往来については、感染状況を踏まえ慎重に判断していただき、自治体を実施する措置に従って慎重な行動をお願いします。</p> <p>※ 対象者全員検査を適用した移動についても、慎重に検討するようお願いいたします。</p>
<p>【飲食・会食等】</p>
<p>8. <u>飲食店等を利用する際は、なるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際には必ずマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底するようお願いいたします。</u></p>
<p><まん延防止等重点措置区域（弘前市）のみ></p> <p>飲食店等を利用する際は、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内としてください。※ ワクチン・検査パッケージ、対象者全員検査を利用した行動制限の緩和は実施していません。</p>

<p><まん延防止等重点措置区域（弘前市）のみ></p> <p>9. 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛してください。</p>
<p><まん延防止等重点措置区域（弘前市）のみ></p> <p>10. 営業時間の変更を要請した時間(20時)以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。</p>
<p>【事業者（職場・店舗等）の取組】</p> <p>11. <u>人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減、職場に出勤する場合の時差出勤等の推進、「感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動を徹底するようお願いします。</u> <u>特に高齢者など重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、就業上の配慮をお願いします。</u></p> <p>12. 業種別ガイドラインを遵守することをはじめ、感染拡大防止のための取組を適切に実施するようお願いします。</p> <p>13. <u>密集・密閉・密接の発生リスクが高い、休憩室、更衣室、トイレ、喫煙室等の「居場所の切り替わり」に注意してください。</u></p> <p>14. 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者等においては、十分な感染防止対策を講じるとともに、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、感染防止に配慮しつつ、事業の特性を踏まえ、必要な業務を継続するようお願いします。</p>
<p>【飲食店等の営業時間短縮】</p> <p><まん延防止等重点措置区域（弘前市）のみ></p> <p>15. 食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対し、次の事項について要請します。（※1）</p> <p>① 営業時間を5時から20時までに短縮すること</p> <p>② 酒類の提供を行わないこと（※2）</p> <p>③ 同一グループの同一テーブルでの会食を4人以内とすること（※3）</p> <p>※1 結婚式場、カラオケボックス等を含む。</p> <p>※2 あおもり飲食店感染防止対策認証店については、酒類を提供することを選択することも可。</p> <p>※3 ワクチン・検査パッケージ、対象者全員検査を利用した行動制限の緩和は実施していません。</p>
<p>【大規模集客施設】</p> <p><まん延防止等重点措置区域（弘前市）のみ></p> <p>16. 大規模集客施設（1,000㎡超）においては、従業員に対する検査の推奨、入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止及び、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置をとってください。</p>
<p>【催物（イベント等）の開催】</p> <p>17. イベント等を開催する場合は、別に定める人数上限や収容率（※）に沿った内容とするとともに、業種別ガイドラインを遵守するようお願いします。</p> <p>※ 詳細は「イベント開催制限の考え方について（期間：令和4年1月27日～）」を参照。</p>